

担当者

阿蘇くまもと空港エコエアポート空港環境部会規約

(名 称)

第 1 条 本部会は、阿蘇くまもと空港エコエアポート空港環境部会（以下、「空港環境部会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 空港環境部会は、空港本体における環境負荷の低減を推進することにより、「空港における、環境の保全及び良好な環境の創造を進める空港（以下、「エコエアポート」という。）」を実現することを目的とする。

(活 動)

第 3 条 空港環境部会は、下記事項について行う。

- (1) 空港環境計画の原案策定
- (2) 空港環境計画に基づく施策の実施
- (3) 空港環境計画に基づく施策の達成状況の評価
- (4) 空港環境計画の実施に当たって、関係者に対し必要となる教育及び啓発活動
- (5) その他エコエアポートを推進するために必要となる業務

(環境部会)

第 4 条 空港環境部会は、部会長及び部会委員をもって構成する。

2. 部会長は熊本空港事務所先任施設運用管理官をもって充て、空港環境部会を代表し会務を総理する。
3. 部会委員は、別表の関係機関から選任された者とし、部会長のもと空港環境部会を構成し、第 3 条に掲げる事項を行う。
4. その他部会長が特に必要と認めた場合は、委員以外の者に空港環境部会への参加を求めることが出来る。
5. 空港環境部会は、必要に応じて部会長が招集する。
6. 部会長は、協議会の委員を兼務する。

(事務局)

第 5 条 空港環境部会の事務を処理するため、事務局を熊本空港事務所施設運用管理官に置く。

2. 事務局に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(附 則)

この規約は、平成 30 年 8 月 31 日から施行する。

別表

平成30年8月現在

熊本空港エコエアポート環境部会委員

番号	団体名
1	国土交通省大阪航空局 熊本空港事務所
2	九州地方整備局 熊本港湾・空港整備事務所
3	長崎税関 八代税関支署 熊本空港出張所
4	熊本県企画振興部
5	熊本県防災消防航空センター
6	熊本空港ビルディング(株)
7	日本航空(株)
8	全日本空輸(株)
9	(株)ソラシドエア
10	天草エアライン(株)
11	(一財)空港振興・環境整備支援機構 熊本事務所
12	熊本空港給油施設(株)
13	九州産交ツーリズム(株)
14	(株)フジドリームエアラインズ
15	チャイナエアライン熊本営業所